

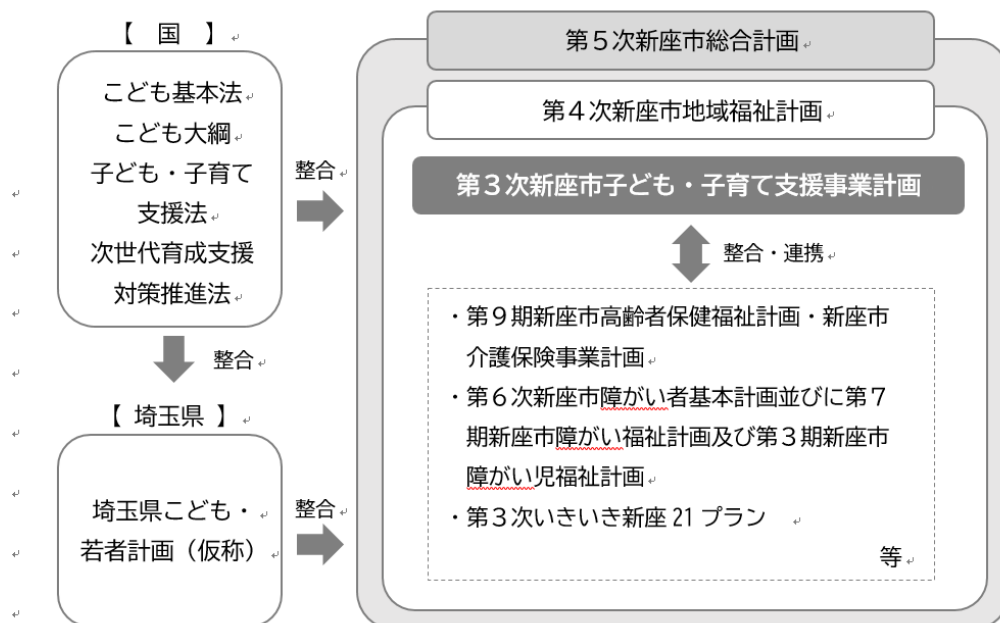
第3次新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）について、
皆さんの御意見を募集します。

市では、令和2年度を初年度とする「第2次新座市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、「子どもが 親が 地域が育つ 子育て応援都市にいざ」を基本理念として、まち全体ですべての子育て家庭を「応援」すること、こどもと共に親も成長していくこと、子育て・子育てを応援するための地域づくりを重視し、各種施策・事業を展開してきました。こうした中、第2次計画が令和6年度末で計画期間を満了することから、こども・子育てを取り巻く環境の変化や第2次計画の取組状況を踏まえつつ、引き続き、すべてのこどもが健やかに成長できる社会の実現に向けた取組を計画的に推進するため、「第3次新座市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

この度、本計画の素案を取りまとめましたので、新座市パブリック・コメント手続条例（平成14年新座市条例第14号）に基づき、皆さんの御意見を募集します。

1 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」に位置付けられている、市の子ども・子育てに係る総合計画です。



■ 公表資料

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）

■ 公表方法

公表資料は、こども支援課窓口、市政情報コーナー、各公民館・コミュニティセンター及び市ホームページで閲覧ができます。なお、市役所の閉庁日及び各施設の休館日は閲覧できません。

■ 意見募集期間及び提出方法

・ 募集期間

令和7年1月14日（火）から同年2月13日（木）まで

・ 提出方法

書面（書式は自由）により直接、秘書広聴課へ提出していただくか、以下のいずれかの方法で提出してください。

- ・ 郵送：〒352-8623 新座市野火止一丁目1番1号

新座市役所秘書広聴課宛て

- ・ ファックス：048-482-6811

- ・ 電子メール：市ホームページの「パブリック・コメント」のページから専用フォームにて送信してください。

■ 提出された意見の公表

提出された意見とそれに対する市の考え方を簡潔にまとめて公表します。なお、提出者の住所・氏名は公表しません。

■ 留意事項

意見を提出できる方は以下のとおりです。

- ・ 本市に在住又は在勤在学の方
- ・ 本市に事務所、事業所を有する法人など
- ・ 本市に納税義務を有する方
- ・ 本計画に利害関係を有する方

また、提出に当たって使用する言語は日本語とし、提出される方の住所・氏名（法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）を記入してください。これらの記載がない場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。

■ 問合せ先

パブリック・コメント手続制度全般について

⇒ 新座市総合政策部秘書広聴課（048-477-1488）

第3次新座市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

⇒ 新座市こども未来部こども支援課（048-424-9608）